

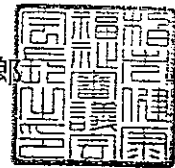


平成 2 4 年 1 1 月 2 日

柏市長 秋 山 浩 保 様

柏市健康福祉審議会

会長 水 野 治 太 郎



地域主権改革一括法の施行に伴う児童健康福祉に係る
条例等の整備について（答申）

平成 2 4 年 5 月 2 4 日付け諮問のありました地域主権改革一括法の施行に伴う児童健康福祉に係る条例等の整備について、本審議会
で慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、条例等の整備に当たっては、本審議会の意見を十分に尊重
して取り組まれることを要望します。

【助産施設】

区 分		分類	国の設備運営基準	柏市の設備運営基準
助産施設 の種類	第一種助産施設	従	病院・診療所であること	国の設備運営基準と同様とする。
	第二種助産施設		助産所であること	
入所させる妊産婦		参	入所定員に余裕あるときは対象外の妊産婦も入所可	
第二種助産施設の 職員等	医療法に規定する職員	従	必置	
	専任又は嘱託の助産師	従	必置	
	産婦人科診療に相当の経験がある嘱託医	従	必置	
第二種助産施設と 異常分娩	産科手術が必要な異常分娩のおそれがあるときの第二種助産施設から第一種助産施設等への入所手続	参	応急の処置を要するときを除き、実施義務有	

【母子生活支援施設】

区 分		分 類	国の設備運営基準	柏市の設備運営基準
母子室 （居室）	部屋数	従	1世帯につき1室以上	国の設備運営基準と同様とする。
	面積		30㎡以上	
	調理設備		必置	
	浴室	参	必置	
	便所			
集会、学習等を行う室		参	必置	
相談室				
保育所に準ずる設備			必要に応じ設置	
医務室及び静養室	乳幼児30人以上を入所させる施設		必置	
静養室	乳幼児30人未満を入所させる施設			
母子支援員（資格要件有）	母子10世帯未満	従	1人以上	
	母子10世帯以上20世帯未満		2人以上	
	母子20世帯以上		3人以上	
個別対応職員（配偶者からの暴力により個別に特別な支援）			必置	
嘱託医			必置	

区 分		分 類	国の設備運営基準	柏市の設備運営基準
少年を指導する職員		従	母子２０世帯以上を入所 させる場合は２人以上	国の設備運営基準と同 様とする。
調理員又はこれに代わるべ き職員			必置	
心理療法担当職員（資格要 件有）			必要に応じ配置	
保育士	保育所に準ずる 設備を設置する 場合		乳幼児おおむね３０人に つき１人以上	
母子生活支援施設の長の資 格等		従	資格要件有	
		参	やむを得ない理由がある ときを除き研修の受講義 務有	
生活支援		参	実施義務有	
自立支援計画の策定			策定義務有	
業務の質の評価等			実施義務有	
関係機関との連携				

【保育所】

区 分	分類	国の設備運営基準	柏市の設備運営基準
乳児室（０歳児）	従	１．６５㎡	３．３㎡
ほふく室（０，１歳児）	従	３．３㎡	３．３㎡
保育室又は遊戯室（２歳以上児）	従	１．９８㎡	１．９８㎡ （保育室として確保）
医務室	参	必置	必置
調理室	従	必置	必置
乳児用便所	参	必置	必置
幼児用便所	参	必置	必置
屋外遊戯場	参	３．３㎡	３．３㎡
保育士定数	従	乳児３人に１人以上	乳児３人に１人以上
	従	１，２歳児６人に１人以上	１，２歳児６人に１人以上
	従	３歳児２０人に１人以上	３歳児２０人に１人以上
	従	４歳以上児３０人に１人以上	４歳以上児３０人に１人以上

分類欄の標記 「従」＝従うべき基準

「標」＝標準とすべき基準

「参」＝参酌すべき基準

地域主権改革一括法の施行に伴う児童健康福祉に係る条例等の整備に対する意見書

平成24年11月2日
柏市健康福祉審議会
児童健康福祉専門分科会

1 母子生活支援施設について

今日の社会情勢に鑑み、社会的な自立のための支援が必要な母子家庭が増えている現状があることから、柏市に当該施設が設置・開設される場合には、利用者のことを第一に考えた施設となるよう必要な指導を行うこと。

また、当該施設の設置・開設の相談があった場合には、実現に向けた相談・支援に努めること。

2 保育所について

保育室の面積基準について、現行の施設整備時の行政指導事項の面積基準（乳児室及びほふく室は4.95㎡、保育室は3.0㎡）を本件条例とは別の形式で、目指すべき目標値として規定すること。

また、保育士配置について、実質的に手厚い配置が可能となるよう、現行の予備保育士に係る補助制度等の維持を図ること。

以上、意見する。